

## 令和2年度聴覚障害児支援中核モデル事業の事業報告書

### 1. 地域の現状と課題

- ・モデル事業実施に当たって、地域の社会資源等の状況はどうだったか。何が課題と認識していたのか。

難聴児に対しては、保健、医療、福祉、教育の各分野において、当県では以下のとおり支援を行っている状態である。

- ・保健・医療…新生児聴覚スクリーニング検査による早期発見の促進
- ・福祉…難聴児専門療育機関における療育、他の療育機関による療育の実施。
- ・教育…聾学校による専門教育、特別支援学校による教育、小中学校の難聴特別支援学級による教育。

難聴については、新生児期においてできるだけ早期に発見し、乳児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと適切な支援が受けられるように繋いでいくことが望ましい姿である。

しかしながら、本県においては、主に以下の課題があると考えられる。

- ・「難聴診断を受けてからの相談先や療育支援の利用がわからない」との保護者の声がある。
- ・専門の療育機関が岐阜市に1か所あるのみであり、療育支援に地域格差がある。
- ・専門性が高いため、支援に係る人材の育成、確保が困難。

これらを解決し、望ましい姿を実現するためには、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関の連携により支援を行うことのできる体制づくりが必要であり、こうした体制づくりについて、有識者、関係者の参集する「岐阜県難聴児支援に関する検討会」にて検討する必要がある。

### 2. 都道府県等におけるこれまでの活動・取組

- ・聴覚障害児支援に関して、本事業を実施する自治体においてどのような活動や取組をしていたのか。

資料1のとおり。

### 3. 本事業での取組

#### 1) 協議会の設置について

##### ①協議会の構成員（所属（役職））

別紙のとおり。

##### ②協議会の開催回数、開催日、議題、出席状況

○開催回数… 3回

○第1回難聴児支援に関する検討会

【開催日】令和2年9月25日

【議題】支援体制づくりの方向性についての検討

【出席状況】委員10名

○第2回難聴児支援に関する検討会

【開催日】令和2年11月24日

【議題】支援体制づくりの具体化に向けた検討（センターが担う機能、設置形態）

【出席状況】委員9名

○第3回難聴児支援に関する検討会

【開催日】令和3年2月19日

【議題】支援体制づくりの具体化に向けた検討（地域での支援の強化等）

【出席状況】委員10名

##### ③コーディネーターの職種と経験年数

難聴児支援に関する検討会の実施に係る調整は県が実施している。検討会の議事については、当検討会の会長である岐阜大学医学部耳鼻咽喉科分野の学識経験者が実施している。

##### ④コーディネーターの主な役割

当検討会の議事の進行。検討会の内容について、事前の打合せを県と行う。

#### 2) 関係機関との連携

「1) 協議会の設置について」において実施。

##### ①現状

難聴については、新生児期においてできるだけ早期に発見し、乳児期から幼児

期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと適切な支援が受けられるように繋いでいくことが望ましいことから、現状は各分野がそれぞれ取り組んでいるが、今後は保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関の連携による一貫した支援を行うことのできる体制づくりを検討する必要がある。

## ②実施内容及び手法

令和元年12月11日に「岐阜県難聴児支援に関する検討会」を設置し、学識経験者、医療機関代表、療育機関代表、教育機関代表、市町村代表、関係団体代表、当事者（難聴児の保護者）の17名の構成員を参集し、今年度は3回にわたり当検討会を実施した。

## ③結果

新生児聴覚スクリーニング検査による子どもの難聴診断（疑いを含む。）により不安等を抱く保護者に寄り添う最初の相談窓口及びどの段階の子どもの難聴にも対応する総合相談窓口として、難聴児及びその保護者からの相談に応え、関係機関へ繋ぐ等の役割を担う難聴児支援センターを岐阜大学医学部附属病院に設置することとした。当センターでは、保健、医療、福祉及び教育の各分野の関係機関（医療機関、療育・相談機関、聾学校、市町村等）の連携により、新生児期から学齢期までの一貫した支援を行うための拠点として、専門的な相談対応、保護者に対する支援等の業務を実施することになる。

## 3) 家族支援の実施

### ①現状

子どもが難聴であるとの診断を受けた保護者にとっては、子どもの育ちについての悩みや心配ごとが絶えないとの声が多くあることから、こうした保護者を支援するため、以下のとおり実施するに至った。

#### ア) 支援に係る制度等の周知

#### イ) 保護者を対象とする相談、学習会等の開催

#### ウ) 専門療育機関による相談・指導

## ②実施内容及び手法

### ア) 支援に係る制度等の周知

難聴児支援に関する保護者向けの手引書を作成した。

### イ) 保護者を対象とする学習会の開催

保護者の不安の軽減、保護者同士による交流の場の確保（拡大）を目指すもの

として、保護者向けに難聴に関する情報を提供する学習会を開催した。

ウ) 専門療育機関による相談・指導

専門療育機関へ委託し、在宅の難聴児及び保護者に対し、各種の相談対応・指導を行う（従来から実施）。委託先は以下のとおり。

【委託先】社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

（岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園）

③結果（対象者、実施回数、支援内容等）

ア) 支援に係る制度等の周知

難聴児の保護者向け手引書「難聴のお子さんのために」を作成し、関係機関（医療機関、市町村福祉・保健部門、児童発達支援事業所等）を通じて保護者に配布した。

イ) 保護者を対象とする学習会の開催

保護者向け学習会を2回実施した。

・第1回・・・令和2年11月28日高山市内

・第2回・・・令和3年2月27日多治見市内

ウ) 専門療育機関による相談・指導

- ・対象者：在宅難聴幼児及び保護者
- ・実施回数：訪問療育 1件、外来療育 67件
- ・支援内容：補聴器装用指導、聴能指導、言語指導、家庭における指導、両親指導

4) 巡回支援の実施

①現状

身近で適切な療育を受けられるようにしたいとの声が多いことから、地域の関係機関に専門療育機関の職員等を派遣し、地域における難聴児支援体制を強化する。そのため、以下の事業を実施した。

ア) 地域における難聴児支援体制の強化（地域の支援機関等への助言・指導）

イ) 地域の児童発達支援事業所における療育の質の向上（児童発達支援事業所への研修）

②実施内容及び手法

ア) 地域における難聴児支援体制の強化（地域の支援機関等への助言・指導）

難聴児が地域において利用する学校、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所、相談支援事業所等や市町村における保健指導、自立支援協議会の場等に、専門療育機関（岐阜市福祉型児童発達支援センターみやこ園）の職員を派遣し、当該難聴児に対する支援方法に関する指導、助言等を行う。

イ) 地域の児童発達支援事業所における療育の質の向上（児童発達支援事業所への研修）

地域の児童発達支援事業所又は児童発達支援センターが難聴児を受け入れる際の支援スキルの獲得又は難聴児受入れ後の同スキルの向上のため、専門療育機関（同）の職員による研修（派遣又は来所）を行う。

### ③結果（対象者、実施回数、支援内容等）

ア) 地域における難聴児支援体制の強化（地域の支援機関等への助言・指導）

- ・対象：難聴児が利用する小中学校、児童発達支援事業所等
- ・実施回数：24回実施。
- ・支援内容：難聴児に対する支援方法に関する指導、助言等を実施。

イ) 地域の児童発達支援事業所における療育の質の向上（児童発達支援事業所への研修）

- ・対象：児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
- ・実施回数：5回
- ・支援内容：専門療育機関の職員（講師）による研修を実施。

## 4. 考察

- ・本事業の実施前後で改善したこと。

岐阜県難聴児支援に関する検討会を開催し、各分野がそれぞれ取組を行うのではなく、情報共有を行う等、連携して実施するようになった。

- ・本事業を実施した中で効果的と考えられる取組

難聴児の保護者向け学習会を開催した際、保護者から学習会が開催されていることに安心するとの声があり、また開催してほしいといった要望もいただいた。同じ境遇の保護者同士が集まる場でもあるので、不安を抱えている保護者にとって同じ境遇を経験している保護者と話すことは、不安を和らげるものに繋がったと考えられる。

- ・本事業を実施した際に、困難と思われたこと及び明らかになった課題。

地域で難聴児を療育できる人材が不足していることが明らかになった。身近で適切な療育を受けられるように、人材を育成し、地域における難聴児支援体制を

強化する必要がある。

#### 5. 今後の展望

・明らかになった課題に対して、今後どのように対応する予定か。

地域の関係機関に専門療育機関の職員等を派遣し、指導・助言・研修を行うことで、地域で難聴児を療育できる人材を育てる。

・本事業での取組内容を、今後どう活かして行くのか。

令和3年度中に岐阜大学医学部附属病院に難聴児支援センターを設置し、本事業で行った検討会で検討したセンター機能を入れ込み、保護者の不安を和らげる総合相談窓口として活用していくことになる。今後は、センターと各分野が連携をし、取り組んでいく予定。

#### 6. 参考資料

・本事業の全体の概要を表したポンチ絵やその他本事業に関する資料、事業の様子がわかる写真等

資料2のとおり。